

令和 6 年度 経営管理権集積計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の
規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和 7 年 3 月 1 8 日

富士市長 小長井 義正

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-001	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班							地目	面積（ha）	現況樹種
1	富士岡	2291-1	62	る	64	畑	0.4251	外 広葉樹	61		公告の日から 6 年 (2031. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
2	富士岡	2291-2	62	る	66	山林	0.0330	ヒノキ	66					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士岡	2291-1	62	る	64	畑	0.4251	新 樹 ヒノキ 広葉	61					
2	富士岡	2291-2	62	る	66	山林	0.0330	ヒノキ 杉*	66					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲 住所又は所在地 同上 氏名又は名称														

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士岡	372	106	ろ	2	山林	0.3553	広葉樹	61				
			106	ろ	3			広葉樹	61				
			106	ろ	5			広葉樹	61				
			106	ろ	6			広葉樹	61				
			106	ろ	7			ヒノキ	61				
			106	は	4			広葉樹	61				
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村（乙）						所在地	同上	名称	富士市長 小長井 義正				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）						住所又は 所在地	同上	氏名又は 名称					

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-004	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班					
1	中里	2676	106	は	5	山林	0.1200	広葉樹	66	
			106	は	6			ヒノキ	66	
			106	は	10			広葉樹	66	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中里	2676	106	は	5	山林	0.1200	広葉樹	66				
			106	は	6			ヒノキ 杉	66				
			106	は	10			広葉樹	66				
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村（乙）			所在地		同上		名称		富士市長 小長井 義正				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）			住所又は所在地		同上		氏名又は名称						

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士岡	376	106ろ	106ろ	712	山林	0.2059	ヒノキ スギ	56				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	S6-007	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士岡	371	106	ろ	i	山林	0.5471	ヒノキ	59		公告の日 から 6年 (2031.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-009	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢							備考
1	富士岡	2290-11	62	る	52	山林	0.0271	杉*	59		公告の日から	6 年 (2031. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士岡	2290-12	62	る	53	山林	0.0271	杉*	59							
3	富士岡	2290-16	62	る	54	山林	0.0115	杉*	59							
4	富士岡	2290-2-1	62	る	55	山林	0.0846	杉*	59							
5	富士岡	2290-8	62	る	56	山林	0.0274	杉*	59							
6	富士岡	2290-9	62	る	57	山林	0.0158	杉*	59							
			62	る	58			杉*	59							
			62	る	59			杉*	59							
			62	る	67			杉*	59							
			62	る	68			杉*	59							
			62	る	69			杉*	59							

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士岡	2290-11	62	る	52	山林	0.0271	杉*	59				
2	富士岡	2290-12	62	る	53	山林	0.0271	杉*	59				
3	富士岡	2290-16	62	る	54	山林	0.0115	杉*	59				
4	富士岡	2290-2-1	62	る	55	山林	0.0846	杉*	59				
5	富士岡	2290-8	62	る	56	山林	0.0274	杉*	59				
6	富士岡	2290-9	62	る	57	山林	0.0158	杉*	59				
			62	る	58			杉*	59				
			62	る	59			杉*	59				
			62	る	67			杉*	59				
			62	る	68			杉*	59				
			62	る	69			杉*	59				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称													

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	S6-010	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												経営管理 権の初期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	中里	2265-10	106	い	7	山林	0.1533	ヒノキ	61		公告の日 から 6年 (2031.3.31)	経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	中里	2265-13	106	い	8	山林	0.2016	ササノ広葉樹	61								
3	中里	2265-14				山林	0.1920										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中里	2265-10	106	い	7	山林	0.1533	ヒノキ	61				
2	中里	2265-13	106	い	8	山林	0.2016	ヒノキ 杉 広葉 樹	61				
3	中里	2265-14				山林	0.1920						
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村（乙）			所在地		同上		名称		富士市長 小長井 義正				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）			住所又は所在地		同上		氏名又は名称						

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士岡	2290-3-1	62	る	50	畑	0.1408	ナギ	57				
			62	る	51			ナギ	57				
			62	る	52			ヒノキ	57				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲 住所又は 同上 氏名又は 所在地 名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-012	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班							小班	地目	面積（ha）
1	富士岡	2290-13	62	る	67	畑	0.0188	スギ ヒノキ	66		〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
2	富士岡	2290-14	62	る	68	畑	0.0188	スギ ヒノキ	66				
3	富士岡	2290-15	62	る	69	畑	0.0188	スギ ヒノキ	66				
4	富士岡	2290-3-2	62	る	49	畑	0.1523	スギ	59				
			62	る	50			スギ	59				
公告の日から					6年 (2031.3.31)								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士岡	2290-13	62	る	67	畑	0.0188	ｽｷﾞ ｷﾉｷ	66				
2	富士岡	2290-14	62	る	68	畑	0.0188	ｽｷﾞ ｷﾉｷ	66				
3	富士岡	2290-15	62	る	69	畑	0.0188	ｽｷﾞ ｷﾉｷ	66				
4	富士岡	2290-3-2	62	る	49	畑	0.1523	ｽｷﾞ	59				
			62	る	50			ｽｷﾞ	59				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲 住所又は所在地） 同上 氏名又は名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-013	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢						
1	富士岡	2290-10	62	る	55	山林	0.0274	ヒノキ	59		公告の日から	6 年 (2031.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
2	富士岡	2290-5	62	る	56	山林	0.0224	スギ	59						
3	富士岡	2290-7	62	る	58	山林	0.0274	スギ	59						
			62	る	59			スギ	59						
			62	る	63			広葉樹	61						
			62	る	64			広葉樹	61						
			62	る	69			広葉樹	61						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士岡	2290-10	62	る	55	山林	0.0274	ヒノキ	59				
2	富士岡	2290-5	62	る	56	山林	0.0224	杉	59				
3	富士岡	2290-7	62	る	58	山林	0.0274	杉	59				
			62	る	59			杉	59				
			62	る	63			広葉樹	61				
			62	る	64			広葉樹	61				
			62	る	69			広葉樹	61				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-014	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						
1	富士岡	2290-2-2	62	る	51	畑	0.0743	ヒノキ	57		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
			62	る	56			ヒノキ	57						
			62	る	57			ヒノキ	57						
			62	る	58			ヒノキ	57						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士岡	2290-2-2	62	る	51	畑	0.0743	ヒノキ	57					
			62	る	56			ヒノキ	57					
			62	る	57			ヒノキ	57					
			62	る	58			ヒノキ	57					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称														

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-015	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢						
1	富士岡	402	106	ろ	24	山林	0.0704	ヒノキ	64		公告の日から 6年 (2031.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士岡	403	106	ろ	29	山林	0.0152	広葉樹	64						
3	富士岡	406	106	ろ	30	山林	0.0109	スギ	64						
4	富士岡	411-2	106	ろ	34	山林	0.0684	ヒノキ	64						
5	中里	2264	106	い	3	山林	0.4723	スギ ヒノキ	61						
6	中里	2265-6	106	い	4	山林	0.0099	サ							
7	中里	2266-1				畑	0.2366								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士岡	402	106	ろ	24	山林	0.0704	ヒノキ	64				
2	富士岡	403	106	ろ	29	山林	0.0152	広葉樹	64				
3	富士岡	406	106	ろ	30	山林	0.0109	スギ	64				
4	富士岡	411-2	106	ろ	34	山林	0.0684	ヒノキ	64				
5	中里	2264	106	い	3	山林	0.4723	スギ ヒノキ	61				
6	中里	2265-6	106	い	4	山林	0.0099	杉					
7	中里	2266-1				畑	0.2366						
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-017	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班							地目	面積 (ha)	現況樹種
1	中里	600-4	106	は	1	山林	0.1375	広葉樹	69	公告の日から	6年 (2031.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
2	中里	600-5	106	は	2	山林	0.0952	広葉樹	69					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中里	600-4	106	は	1	山林	0.1375	広葉樹	69				
2	中里	600-5	106	は	2	山林	0.0952	広葉樹 と 針	69				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲 住所又は 同上 氏名又は 所在地 名称													

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-018	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						
1	中里	2254-3	107	は	1-1	畑	0.0514	ヒノキ	32		公告の日から 6 年 (2031.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	中里	2255-2				畑	0.7115								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中里	2254-3	107	は	1-1	畑	0.0514	ヒノキ	32				
2	中里	2255-2				畑	0.7115						
この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村（乙）			所在地		同上		名称		富士市長 小長井 義正				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）			住所又は所在地		同上		氏名又は名称						

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士岡	2290-21	62	る	46	畑	0.0585	ヒノキ	67				
2	富士岡	2290-22	62	る	47	畑	0.0082	ヒノキ	56				
			62	る	48			ヒノキ	59				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲 住所又は 同上 氏名又は 所在地 名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	S6-021	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢						
1	中里	2673-1	106	と	50	畑	0.0074	スギ	66		公告の日から 6 年 (2031. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	中里	2673-2	106	い	11	畑	0.0073	スギ	66						
3	中里	2673-3				畑	0.0074								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中里	2673-1	106	と	50	畑	0.0074	杉	66				
2	中里	2673-2	106	い	11	畑	0.0073	杉	66				
3	中里	2673-3				畑	0.0074						
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲 住所又は所在地 同上 氏名又は名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	S6-022	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		（名称） 富士市長 小長井 義正				（所在地） 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		（氏名又は名称）				（住所又は所在地）							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						
1	中里	2255-1	107	は	1-1	畑	0.3736	ヒノキ	32		公告の日から 6年 (2031.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中里	2255-1	107	は	1-1	畑	0.3736	ヒノキ	32				
			107	は	1-2			ヒノキ	32				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲 住所又は 同上 氏名又は 所在地 名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S6-024	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の初期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						
1	中里	2265-11	106	い	9	畑	0.2466	ヤブ	10		公告の日から 6年 (2031.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐による木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	中里	2266-13				山林	0.0181								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	中里	2265-11	106	い	9	畑	0.2466	ヤブ	10				
2	中里	2266-13				山林	0.0181						
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲 住所又は 同上 氏名又は 所在地 名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	中里	2677	106	ろ	5	畑	0.0436	ヒノキ	61				
			106	ろ	7			ヒノキ	61				
			106	ろ	12			ヒノキ	61				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 同上 名称 富士市長 小長井 義正 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所又は所在地 同上 氏名又は名称													

（記載注意）（１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。

（４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。

（５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

（2）受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

（8）甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

（9）森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する際に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。